

令和5年長浜市農業委員会3月定例総会会議録

令和5年3月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	19番	二矢 秀雄	20番	西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 今庄 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則
副参事 近藤 英昭、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第121号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第122号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第123号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第124号	農用地利用集積計画案についてについて
議案第125号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第126号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について
議案第127号	長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の廃止について
議案第128号	農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について

5. 議事録署名委員

17番 小畑 義彦 18番 池田 美由紀

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和5年3月の定例総会を開催させていただきます。先月の総会は欠席し大変ご迷惑をおかけいたしました、申し訳ございませんでした。さて、令和5年3月定例議会もコロナの影響で中止していました代表質問も再開され、8日から今日までの3日間、代表及び一般質問が開催されています。質問には令和5年度の新年度予算に対してや、昨年の8月の豪雨以来、高時川の濁りによる漁業、養殖業者、農業関係者の被害の解消要望や、農業担い手の将来不安への払しょくに向けた対応、長引く農業生産資材の高騰に対する継続支援、また、令和5年度からスタートする、地域計画の策定に向けての市の体制不安と、様々な農業関係の将来不安の払しょくに向けた市の対応を強く求められています。我々、農業委員会も令和5年度の予算において、農業者の思いに届いていない部分に対しては、声を大にして積極的に意見具申等で訴えていきたいと思います。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名、全員の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、2月16日、都市農業委員会連絡協議会第3回会長会が、甲賀市で開催されましたので、会長に出席して

いただきました。2月17日、常設審議委員会が天津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席していません。続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が11件、4条申請が2件、5条申請が9件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積、下限面積の設定、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の廃止について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る3月3日に当番委員、11番の伊藤泰子委員、17番の小畑義彦委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意をいただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

三寒四温といわれますように、寒かったり暑かったりと非常にいい天気が続いておりますが、3月は非常に厳しい状況が各部に起こっております。東日本大震災が起こったのは12年前でございます。皆さん、ご存じだと思いますが、被災された方のお話を今もなお、本当に荒々しくお聞きするところがございます。また、3月13日からはマスクは外してもいいとなっております。3年以上経ちました新型コロナウイルス感染症ですが、マスクの着用は個人の判断に任せるということでございますが、国の方針といいますか、何を基準に判断をしたらいいのか、明確な基準を示してもらっていないところが非常に不安を感じるところでございます。そういった中、5月8日から新型コロナウイルス感染症が第2種から第5種になるという、いわゆる、インフルエンザ並みの感染症へ変わるということです。どうも前倒しのようですね。やはり日本の国は非常に災害の多い国ということで、先ほどお話がありました、昨年8月に本市で起きました豪雨被害もさることながら、今、テレビでも報道されている南海トラフ、これが起こりますと、大阪湾を遡ってくるということでございます。そうした場合、30万人近くの犠牲者が出ると言われており、実際、トルコ地震では5万人とか6万人とか、死者が出ているという状況でございます、非常に自然災害が多いです。そういった中で農業をするわけでございますが、どうか皆様方におかれましても、この原材料の高騰したなかで、非常にやりにくい農業でございますけれども、行政や一般企業の年度は3月末でございますので、来年度、いわゆる4月からは何とか歯を食いしばって頑張っ、あとは遊休農地を出さないように努力をし、努めていただきたいと思います次第でございます。なお、4月になりますと、農作業が著しく頻繁になります。どうか、機械を

扱うときには十分な睡眠と体力をもって、怪我をしない、させないよう、十分にご留意いただき、この定例総会にご出席いただきますよう、お願い致します。本日はちょっと長くなるかもしれません。よろしくお願い致します。

本日の議事録署名委員報告、17番の小畑義彦委員、18番の池田美由紀委員、両委員よりよろしくお願い致します。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願い致します。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和5年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田3筆、693.14㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東と西と南は道路、北は区画整理事業用地です。

番号2、土地の表示、室町地先、田1筆、893.47㎡、畑1筆、44.53㎡、合計938㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東と西と南は道路、北は区画整理事業用地です。番号1と2の届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。

このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

番号3、土地の表示、口分田町地先、畑4筆、89.46㎡を住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は雑種地、南と北は宅地です。

番号4、土地の表示、祇園町地先、畑1筆、250㎡を共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は畑、北は道路です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理

通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、寺田町地先、畑1筆、104㎡を、売買により住宅用地転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は畑、南は宅地、北は道路です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て、計7筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田7筆、15,195㎡の解約です。番号1から7は全て相対による解約で、耕作目的ための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました件について、ご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第121号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第121号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が11件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、西上坂町地先の田1筆、1,043㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で現地を確認したところ、耕作がされておりました。

譲渡人は、申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し、耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

番号2、土地の表示、西上坂町地先の田5筆、5,436㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。申請地は現状

譲受人が管理しており、譲渡人と譲受人で所有権移転の話がまとまり申請されたものです。

番号3と4は関連がありますので、併せて説明させていただきます。土地の表示、西浅井町地先の田5筆、9,345㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で現地を確認したところ、耕作をされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず、管理ができないため、申請地集落の移住を期に農業を始める計画がある譲受人と話がまとまり、申請されたものです。

番号5、土地の表示、小谷上山田町地先の田2筆、2,277㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ管理がされておりました。譲渡人は高齢で管理ができないため、申請地集落に居住し、耕作が可能な譲受人と売買で申請されたものです。

番号6、土地の表示、宮司町地先、田4筆、6,916㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地と白地の田で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。譲渡人は財産整理のため、申請地の売却を検討し、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

番号7、土地の表示、小谷郡上町地先の田1筆、1,825㎡、畑1筆、66㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落周辺に居住し、耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

番号8、土地の表示、内保町地先の田1筆、2,168㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ管理がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し、耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

番号9、土地の表示、落合町地先の畑1筆、102㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し、耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

番号10、土地の表示、曾根町地先の田1筆、1,724㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し、耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

番号11、土地の表示、木之本町木之本地先の田3筆、3,188㎡、畑2筆、19.61㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し、耕作可能な譲受人と売買で申請されたものです。

以上、番号1から11につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な

農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありませんとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第121号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第121号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。20番の西橋絹子委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第121号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第122号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第122号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第122号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていきます案件につきましては、去る2月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、3番の家倉和行委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年3月3日に11番の伊藤泰子委員、17番の小畑

義彦委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、大寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。申請地は虎姫駅から北へ300mほどに位置していることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、大寺町地先、畑3筆、328㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は境内地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されております。これは申請人の夫が昭和42年に自宅と倉庫を建築しており、今回、財産の整理を行っていたところ、農地法の許可を得ずに建物を建築していたことが判明し、申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、南側道路側溝に排出されており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、木之本町大音地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。

ともに、一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、木之本町大音地先、畑、109㎡、転用目的を進入路とした申請です。周囲の状況は、東が宅地、西は後ほど説明します5条転用申請地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。今回、申請人が所有している空き家を撤去する重機が進入できる道路を設置するために申請されたものです。この土地の奥に宅地があり、それを撤去するのに進入路がないということで、今回、進入路をつけて重機を通す道路を設置する申請でございます。なお、空き家撤去後は、引き続き、駐車場又は資材置場等で使用する予定で、進入路も継続使用するとの申出も受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第122号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。議案第122号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第123号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第123号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第123号につきましては、今月の締切までに9件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第122号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、

申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告いただきます。

(小畑委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、本庄町地先、田76㎡、契約内容は贈与で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人の夫は平成3年頃まで土建業を営んでおり、資材置場として使用していたものの、廃業後、自宅を建築し、現在に至っておりましたが、3年ほど前に県道拡幅工事に伴い、敷地南側の農地の境界確認をしたところ、自身が使用している敷地の一部が隣の農地にまたがっていることが判明し、分筆の上、所有権移転の手続きを行うにあたり、今回、申請されたものです。なお、後の境界確認で、初めて農地の一部に住宅が建っていたことが判明したものの、結果的に手続きをせずに農地を転用していたことになるため、添付書類の提出をいただいております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側の譲受人所有地及び北側道路の側溝に流れ込んでおり、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、寺田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連担した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受け付けております。なお、西隣接に農地があるものの、土地所有者の住所地は競売物件となっており、住所地に居住されておらず所在不明となっているため、所有者への説明ができていない旨の報告を受けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、寺田町地先、畑49㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は5条転用届出地、西は農地、南は5条転用届出地、北は水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、敷地東側の土地とともに譲渡人との売買の話がまとまり申請されたものです。なお、同敷地は、東側の道路から進入できるように整備される計

画となっております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、内保地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。

申請地は、都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

（小畑委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、内保町地先、田、979㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人が分譲宅地の整備計画を立て、土地売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側道路側溝に排水される計画となっており、隣接に農地がないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、曾根地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

（伊藤委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、曾根地先、田、611㎡、契約内容は贈与、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は同敷地の北側で医院を経営しており、患者用駐車場が狭く、駐車場を拡張する計画を立て、譲渡人に相談したところ、譲受人に贈与いただけることになり、譲受人名義で所有権移転の手続きをとり、同敷地を医療法人に貸し付けることで話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側の水路に排出する計画となっており、隣接農地がないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、湖北町速水地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。申請地は、湖北支所から北へ300mほどに位置していることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

（小畑委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、湖北町速水地先、畑2筆、276㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は妻の実家近くで住宅の建築計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側水路に排出する計画となっており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、口分田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。申請地は敷地入口の接道である県道内に上水道、下水道管が埋設されており、また、500m内に幼稚園と小学校が位置していることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

（伊藤委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、口分田町地先、田、1,326㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農道、西は宅地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は市内で建設業を営んでおり、資材置場の敷地を探していたところ、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。なお、同敷地の西側宅地も売買の話がまとまり、同時期に購入される予定で、同敷地は西側県道から出入りされる計画となっております。また、同敷地はすでに造成されており、これは、譲渡人の先代が20年以上前に造成して畑として使用し、その後、家業の資材置場として使用していたもの

の、廃業することになり、今回、売買の手続きを取るようになったこと、また、農地転用の手続きをせずに資材置場として使用していたことに対する添付書類の提出をいただいております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できることから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、木之本町大音地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、先の4条申請案件と関連があることから、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、木之本町大音地先、畑、112㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を進入路とした申請です。周囲の状況は、東は先の4条転用申請地、西はこの後説明します5条転用申請地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。先の4条申請で説明した申請番号2に隣接している土地で、今回の申請地も合わせて、今回、申請人が所有している空き家を撤去する、重機が進入できる道路を設置するために申請されたものです。なお、空き家撤去後は、引き続き、駐車場又は資材置場等で使用する予定で、進入路も継続使用するとの申出も受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、木之本町大音地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、先の4条申請案件、5条申請番号7の案件と関連があることから、引き続き小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、木之本町

大音地先、畑、254㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を進入路とした申請です。周囲の状況は、東は先の5条転用申請地、西は道路、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。申請番号7に隣接している土地で、今回の申請地も合わせて、申請人が所有している空き家を撤去する重機が進入できる道路を設置するために申請されたものです。先に説明をした、4条申請と申請番号7の申請、そして今回の申請合わせた3つの土地を、空き家を撤去するための進入路の申請でございます。なお、空き家撤去後は、引き続き駐車場又は資材置場等で使用する予定で、進入路も継続使用するとの申出も受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、農業用施設は例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、内保町地先、田、3,278㎡のうち900㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は水路及び道路、南は農地、北は水路です。

写真をご覧ください。今回、認定農業者である申請人が父親名義の農地に農業用倉庫の建設を計画し、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側水路に排出される計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第123号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第123号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第124号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第124号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対と農地中間管理機構による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手62人に対して借り手が8人で、筆数は103筆、合計の面積で150,940㎡を利用権設定される計画です。農地中間管理事業による利用権の設定につきましては、貸し手7人で、借り手は公益財団法人滋賀県農林漁業担い手基金で筆数は16筆、合計の面積で28,614.00㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者2人、取得者2人、筆数は4筆、面積は13,751㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが、利用権設定について、と記載されている番号1から番号103は、相対により地元農業者等に、利用権を設定される計画で、番号104から番号119につきましては農地中間管理事業によるもので、一般社団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金に利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルが所有権移転について、と記載されている番号1から番号4につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号4については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第124号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。参与制限対象委員。対象は、委員本人

及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番の多賀正和委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問をうけました、議案第124号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第125号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第125号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から39番までの39件、姉川沿岸土地改良区から申し出のありました、番号40番から58番までの19件、合計58件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第125号について、ご意見、ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番の多賀正和委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第125号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第126号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第126号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和5年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより公示したときはその面積と規定されており、今回、告示しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行います。設定を行う別段の面積については、中野町地先の畑2筆、高月町松尾地先の畑1筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。中野町地先の畑2筆について、さる令和5年2月16日に、尚永委員と事務局で現地調査を行った結果、遊休農地ですが管理されており、容易に耕作が再開できることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。高月町松尾地先の畑1筆について、さる令和5年2月15日に森川委員と事務局で現地調査を行った結果、遊休農地ですが管理されており、容易に耕作が再開できることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、案件について2月21日に、事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も、同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。なお、今回の案件については、令和4年4月1日施行の農地法の一部改正に伴い、下限面積要件は廃止されますが、3月15日締切の4月定例総会に諮るため申請されたものです。

次に、指定の解除を行う別段の面積については、別紙の取り消し線の農地については、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。

以上で議案第126号にかかる事務局からの説明は以上です

(会長)

ただいま説明のありました、議案第126号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第126号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

(会長)

次に、議案第127号、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の廃止について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第127号、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の廃止について、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の廃止について、承認を求めます。令和5年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今般、令和5年4月1日施行の農地法の一部改正により、下限面積要件がなくなり、農地法第3条第2項第5号が削除され要綱の根拠法令がなくなることから、令和5年3月31日を以て廃止するものです。また、旧地域ごとの別段面積も令和5年3月31日を以て告示を廃止します。

議案第127号にかかる事務局からの説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第127号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第127号、長浜市空き家付随する農地等の別段面積取扱い要綱の廃止について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので承認し、3月31日をもって廃止することとします。

(会長)

次に、議案第128号農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第128号、農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、承認を求めます。令和5年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

個人情報の保護に関する法律、令和5年4月1日施行の改正に伴い、長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例及び長浜市個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定し、並びに長浜市個人情報保護条例及び長浜市個人情報保護条例施行規則を廃止することから、農業委員会が所管する、農業委員会の所管に係る長浜市個人情報保護条例施行規則を廃止し、農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定する必要があります。このことから、本日、議案第128号の廃止と記載の規則を廃止し、新たな規則を制定します。制定日および規則番号が空欄になっておりますのは、長浜市の規則の制定日が決定してないためで、本日、ご議決いただいた後、規則の制定日に合わせて告示を行いたいと思います。なお、施行日については令和5年4月1日です。また、追加議案となりましたのは、本規則の改正に係る依頼が市より通知されたのが、3月9日付けとなったためでございます。

今回、改正する内容を簡単にご説明させていただきます。今までの個人情報につきましては、国、地方公共団体、民間企業、それぞれが個人情報保護法もしくは個人情報保護条例といった複数の法制度があり、それぞれで個人情報の保護をするというかたちがとられておりました。昨今、現行法令に起因する規制の均衡または不整合によりまして、民間企業から国、地方公共団体へ、地方公共団体から民間企業へ、個人情報というデータの利活用が必要となる懸案が各所で起こっており、そういった均衡、不整合を抑制する思想がございます。そのため、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が制定され、デジタル庁が設置され、国をデジタル化していこうという流れの中で、今回、法改正をして、スムーズにデータのやりとりができるような法体制にもって来たというところでございます。ただ、個人情報の保護というのは非常に重要なものでございますので、単純にデジタル化するというだけではなく、デジタル化に伴い、当然、いろいろと不正アクセス等の問題、個人情報の流出の問題がありますので、そちらにつきましては厳格化し、罰金等を増やすというところでございます。大きな流れとしましては、今まで個人情報の開示が紙で行っていたものを、デジタルでもお答えするようにするという部分と、また、取り扱う個人情報が1,000人以上の取り扱うそれぞれの案件、例えば農地法でいけば農地台帳であったり、個人情報の台帳というのを整備して、それを広く皆さんにお知らせするというので、自分の個人情報が何に使われてるかっていうところを、オープンにするということが必須条件になってまいります。こういったところが改正されまして、個人情報保護法の名前が変わりましたもので、それぞれ各市の個人情報の保護条例や保守性に対する規則の変更がありましたので、今回、農業委員会に係る部分についても変

更するというものでございます。

議案第128号にかかる事務局からの説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第128号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。セキュリティーについて不安があります。

(事務局)

そうですね。そういったことが無いよう、国で一元化し、全国、企業、法人、個人、もちろん行政も全て同じような一定の基準でやることによってそういったことを防いでいこう、それから、どういった個人情報を誰がどのように収集してというところをオープンするということにより、ご自分の個人情報がどこに使用しているかを誰でもわかるようにするのが大きな目的でございます。

(会長)

自分の個人情報を公開するということですか。

(事務局)

お答えします。個人情報を公開するのではなく、このようなことで使用されている、ということが皆さんに分かるようになるということです。

(將亦委員)

基本的に今までは、農業委員会の個人情報保護条例という条例に基づいて、個人の情報を保護していたのが、今度は法律が変わったという表紙の差し替えみたいなものですね。ですが、現在、条例でどういう部分を、個人情報の保護にしているというものが、今度の法律等施行規則で変わったというところで、中身も変わったのか比較するものもないので、表紙の書き換えだけなのか、中身も少し変わっているのか、その辺の説明をお聞きしたい。また、できれば施行規則を、本日、承認をしたとしたら、新しい法律等による施行規則の内容を委員の皆様にご配布をしていただいたほうがいいのか。

(事務局)

申し訳ございません。本日、準備をしておりました。改正がありましたので、法律が変わりました。それに伴いまして、長浜市の条例と規則が国の基準に基づいたものに変わっております。本日、承認をされましたのち、皆様には、前後の対照表のようなものをお渡しさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第128号農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規

則の制定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので承認し、4月1日から施行することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

それでは次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和5年3月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。本来であれば、1番目からご説明を順次させていただくのが本旨でございますけれども、順番を変えさせていただきますして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について、ご説明させていただきます。本日、担当課の農業振興課の職員さんにお越しいただいておりますので、説明については農業振興課にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(農業振興課)

ご説明させていただきます。以前、農業委員会の定例総会にて、農業経営基盤の強化の促進に関する長浜市の基本構想につきましてご意見をいただき、それも含めまして改めて改定をいたしました基本構想が出来上がりましたので、回答を直接お伝えさせていただこうと思い、お時間をいただきました。大変申し訳ございません。構想自体の原本ではありませんが、先ほど事務局からお配りしましたものをご覧いただきたいと思います。表題は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案における意見等への回答、というものでございます。そもそも基本構想でございますが、これは農業経営基盤強化促進法という法に基づいて、各市町が策定をいたしております構想でございます。硬く申し上げますと、我が国の農業が国民の生活や経済力を向上していくために、必要となれば効率的かつ安定的な農業経営を育成する農業経営者を必要とすることから、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を関係者の意向を踏まえたうえで明らかにし、その立てられました目標に向けて、農業経営を改善する方々に対する農用地の利用集積、農業系の合理化など農業経営基盤の強化を促すための措置を総合的に講ずるということが謳われている法律でございます。もっと簡単に申し上げますと、安心して農地を貸せる仕組みを謳う、または、経営効率的で安定した農業経営をはぐくんでいただくための仕組み作りを謳っている法律でございます。この法律をもとに、滋賀県がまず基本方針を策定されます。その後、

県内の市町がそれに基づいた基本構想を策定し、具体的に申し上げますと、その中に認定農業者制度もしくは、認定新規就農者の制度、利用権設定等、農地の集積を促進する計画を謳うという構想でございます。今回、軽微な修正ということで、ご意見をいただきましたのがお手元の資料にございまして、本市の考え方としては回答欄に記載しております。このご意見でございますが、基本構想のなか、法律のなかで、農業委員会、各地域のJAへご意見を頂戴することになっておりまして、いただいた意見の集約がこちらでございます。では、意見につきましてご回答させていただきたいと思っております。まず一つ目でございます。生産方式の資本装備について過剰投資とならないような配慮をいただきたい、これは構想の中に、でございますが、各経営体、例えば水稻、麦、大豆を何haされている方はトラクターの40馬力が2台とか、コンバインの5条植えが1台とか、という計算方式が書いてございまして、そこに対するご意見でございました。回答としましては、各経営体の生産方式における資本装備については、経営ハンドブック、もしくは県内の市町の事例などを基にお示ししていますが、これはあくまでも標準的な例でございまして、傾向値の状況や作業の工夫により、必要装備や能力も異なります。記載させてはいただいているのですが、確率的に農業者の方々にそのままを求めているものではございません。記載の資本装備につきましては、営農類型の一例としての位置づけでございました。ただ、ご意見をいただきましたので、今後、農業機械の能力などの向上に配慮しまして、見直しも検討してまいりたいと思っております。二つ目でございます。担い手確保の方向性に新規就農者への具体的な支援育成を加え、目指す姿を記載されてはどうでしょうか、というご意見がございました。新規就農者の支援や育成については、新たな担い手の確保に直結することです。ですので、個別、もしくは組織経営体の育成と同様に重要事項の一つであるというふうに考えております。本基本構想の中では、多様な担い手による農業者への新規参入、農業への新規参入、農地の有効利用の確保を図る、としておりまして、また別の項目の方では、改善農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する項目では、新規就農者の確保に向けて、就農相談による情報提供や育成支援、青年等就農計画制度の推進を進めることで、定着促進を図っておりますという記載をさせていただいております。なお、お求めいただいているのは具体的な内容ということだったかと思いますが、本構想は基本的な方向性を示すというものでございまして、具体的な支援につきましては、この基本構想に基づいて政策立案等を進めることになると思っております。三つ目でございます。施設野菜の専作。これは組織形態での施設野菜の専作性を経営改善に資するべき目標。今の基本構想には、個人の施設野菜の専作経営モデルケースを書かせてもらっているんですが、組織経営体ではまだ記載がないということで記載を増やしてはどうかというようなご意見をいただいたと思っております。これにつきまして、個別形態については現在も新規就農者を代表として、市内で経営されている事例がございます。また、その数も増えていることから、一例として、今、お示ししているような形でございます。ご意見いただきました組織経営体としての取り組みについては、今後また、記載について検討してま

いりたいと思っております。最後でございますが、集落を基本とした組織経営体の育成に集落単位の組織化、法人化を促進するために、連携する具体的な関係機関の記載をされてはどうでしょうか、というご意見をいただきました。これにつきましては、担い手確保の方向性という項目に、地域における話し合いを基本とした経営体の育成において、連携する期間を謳っております。レーク伊吹農業協同組合、北びわこ農業協同組合、農業委員会、滋賀県湖北農業農村事務所などというふうになっております。ただ、記載の仕方がちょっと不確かなところがございます、その記載の仕方が統一性を欠いていたというご指摘だったと思い、こちらを修正しまして、1項目以下を同じ表記のかたちのものを、略称の農業関係機関、団体という表記に統一させていただきました。この点については確認不足で申し訳ございません。また、これを踏まえまして、今現在、基本構想の改定を行ったわけではございますが、次年度早々には、また基盤強化法の改定が行われ、人・農地プランから地域計画への変更がございますので、この項目についても、今はまだ、人・農地プランの記載でございますので、改めて改定案が整いましたら、また、お諮りをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの説明について、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(二矢委員)

農地中間管理事業実施の促進についてお聞きします。令和5年4月1日から農地中間管理事業が変わるということで、問題になっている部分もあると思いますが、皆様のお考えはどうでしょうか。

(農業振興課)

はい。こちらでも現時点での基本構想の改定ということになりまして、令和5年4月から地域計画と連動した中間管理機構の体制の変化、書類の受取方の改定ということになりますので、これはまた農業振興課と農業委員会事務局とで体制を整えてまいります。ちなみに中間管理機構の農地の利用権設定につきましては、特例で猶予期間もございまして、すぐできなくなるというわけではないので、またそのあたりは一定のルールをお示しをいただくことになるかと思えます。

(会長)

よろしいですか。

(二矢委員)

理解したいと思います。はい。

(会長)

中間管理機構がなんというか、自分達でマッチングするのが難しくなり、これ幸いとして逃げていったと思える。農地の受け入れ先が決まってから中間機構へ出してくださいと

感じられる。農業施策の法律やらで、すぐさま決めて、それでそのように実行できる感覚をもっておられるので、一農業委員、一農業者としても大変ついていけない状況です。人・農地プランはどうなったのでしょうか。中間管理機構はどうなったのでしょうか。地域計画とはどのようなものか。何もかもが中途半端なやり方に見え、私としては判断のしようがない。委員の皆様にはご理解いただいたかと思います。他にご質問等はございませんか。

(小畑委員)

回答のところで経営ハンドブックというものがありますね。

(農業振興課)

はい、ございます。

(小畑委員)

この経営ハンドブックというものはもう20年程前に廃止されたのではないですか。

(農業振興課)

はい。更新はされていないのは事実でございまして、ただ各市町ともいわゆる指針がなければ、ある一定の経営面積と作柄によってのお示しができないということで、市によっては資本装備を全く表記されていない市町もだんだん増えており、いわゆるその経営面積にあった必要な農業の機械がどういうものか、なかなかお示しできなくなっているのは、経営ハンドブック等で更新ができなくなってきた為で、おっしゃるとおりのところがございます。ただ、従前から同一規模の面積で統一の機械が必要という事実がございまして、ただ最新装備の機械で、同じ馬力同じ田植えの4条なり、10条なりの機械がどれだけ経営の効率化、例えば早く作業が終わるのかなど、どこまで反映ができるかという、なかなかちょっと難しいところで正直なところ、ここについては従前通りのものを使用させていただいてる現状でございます。場合によっては資本装備を、今後、改定の中で消していくということも可能なんです、何か一定の形のものをお示ししています。これから就農してくる新規就農者については、一定の方向性が欲しいというようなご要望もございまして、現状、残させていただいております。

(將亦委員)

まず、集落を基本とした組織経営体の育成に、集落単位の組織化、法人化を促進するために、連携する具体的な、という話をさせていただいたと思うんですけども、回答では、地域における話し合いを基本とした経営体の育成において、連携する機関、団体を、レーク伊吹農協、北びわこ農協、私ども農業委員会、それから、滋賀県の湖北農業農村事務所などとしております、ということで、修正後は、以下、農業関係団体、農業関係機関・団体とするとなっておりますが、今の4つほどの機関名をかえて、そして、以下と示されているわけですね。2項目めの、集落を基本とした組織経営体の育成という項目で、続き方はどうなのですか。農業関係機関・団体をついで、となっているが、例えば、集落を基本とした組織経営体の育成は農業関係機関・団体と連携するとか、そういう書き方になるのです

か。それから、統一表記となっているのですが、3項目めの地域に根ざした個別経営体の育成、4項目めの集落を超えた組織規程での育成とありますが、それも農業関係機関・団体と連携するとか、そういう表記になるのですか。

（農業振興課）

お示した元のものにつきまして、ここは同じ農業関係機関と団体と連携してという表記にすべきところを、それぞれ別の違う表現をしておりましたので、統一させていただきました。趣旨的には、1番が、今、副会長がおっしゃられました団体で、2番が違う団体が増えたり、3番が全く異なるものが入るというわけではございません。この機関という言葉の中に含まれているのがどこかっていうのを、全て同じもので統一をさせていただきました。わかりづらい表現で申し訳ございません。

（將亦委員）

了解しました。

（会長）

他にございませんか。

（森川委員）

生産方式の資本装備について過剰投資とならないとありますが、このぐらいの経営面積だと、これが標準とあり、昔からそうなのかもしれませんが、今は経営内容が個々で全然違いますので、なかなか標準的な設備とか投資とかっていうのは示されないと思います。私達みたいに米、麦、大豆をメインにしているところや、加工野菜をすごく広げておられるところなど、いろいろな経営がありますので、具体的にこれを目標とするとか、資料とするとかっていう書き方がいいのかどうか、少し思います。

（会長）

皆さんの意見はどうですか。経営体のやり方が変わってきたということもあると思いますし、面積的にもいろいろな大きさがあります。農業機械を購入しようとしても、補助金の対象にならないこともある。やはり、経営体のかたちが変わってきていて、なかなかそういうところにたどり着かないということもありますので、先ほど言われましたように、それぞれ決められないというのが本当だなと思います。そういったことも踏まえまして、皆さんご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。説明は、一応、御了解していただいたということでもあります。

（農業振興課）

ありがとうございました。地域計画の策定につきましても、長浜市側の農業振興課も4月から体制が変わる予定でございます。推進する担当係も必要でございますので、体制が整い次第、農業委員会と一緒に、また地域計画の策定、各集落とのご説明なども図っていき

たいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(会長)

この件につきましては以前にも申し上げましたように、地域計画は農業振興課が主体、我々、農業委員はフォロー、というふうに私は解釈しておりますが、違いますか。

(農業振興課)

それは、農業委員会のスタンスとして、ということですか。

(会長)

お話を聞いてますと、農業委員が主体になって地域計画をまとめる、というふうな感覚の話を再三されておりますので、県に言っても、どこに言っても、そういった考え方が農業振興課にあるのかどうか知りませんが、やはりこれは本当に国の施策で行いますので、農業振興課が主体で農業委員はフォロー。市町の農業のことで分かなければ、農業委員に聞いてください。これは会長である、私、個人の意見です。

(農業振興課)

ご意見、ありがとうございます。承ります。おっしゃる通りで、また、どっちもどっちというところもありますが、結局のところ、地域の農業が続くような形で整えていく、手助けではないのですが、率先してやっていくべき団体2つだとおりますので、どうか、よろしくお願いします。

(会長)

これは国から県、県から市という流れですね。地域計画は市で行うものですね。

(農業振興課)

地域計画自体は、長浜市の計画という位置づけに法的になります。農業委員会の農業委員の関与となりますと、今回は法的に位置づけができたと聞いておりました。私も地域計画の担当ではありませんので、詳しくは分かりません。申し訳ございません。

(会長)

はい。残りの任期期間、頑張りましょう。

(事務局)

よろしいでしょうか。それでは戻りまして、報告および協議事項の方に移らせていただきたいと思います。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただきます。

2点目、令和5年4月の農業委員会定例総会につきましては、令和5年4月10日、月曜日の午後1時30分から、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定しております。

3点目、令和5年4月の農地転用の現地調査につきまして、令和5年4月3日、月曜日、午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、6番の森川

委員、7番の廣部委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いします。

4点目、令和5年3月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和5年3月22日、水曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、3番の家倉委員、17番の小畑委員です。よろしくお願いします。

5点目、その他協議、連絡事項でございますが、まず、協議事項として、3年3作の誓約書の廃止について、と、農地転用申請の添付書類の見直しについて、です。今回、ご協議いただく2案件につきましては、法改正と申請のオンライン化、デジタル化を見据えた事務等の見直しの一環でありまして、先月の農地等調査委員会でご協議いただき、見直していくことをご決定いただいたものです。

それでは、3年3作の誓約書の廃止について、ご説明します。まず、長浜市が現在取り組んでおります、長浜市DX計画の抜粋です。行政サービスのデジタル化を行うことで、行かなくてよい、待たなくてよい、書かなくてよいなどに取り組むことで市民サービスの向上を目指すもので、原則、長浜市の申請の全てをデジタル化する計画で、農業委員会の行う各種申請等もデジタル化を行うこととなっております。

現在、農地法第3条の申請については、全部効率、農作業常時従事の要件を判断するための書類として3年3作をする誓約書の提出を求めています。3年3作の誓約書は、徴収する法的根拠もなく市町により1年1作など、バラバラで統一されておりません。例えば、滋賀県では、全体的にはこの3年3作をとっている状況でございます。また、過去農地法第3条の申請者については、病気等の特別な事情がない限り3年3作をしておられると確認しております。このことから申請の簡素化と、行政手続きの電子化、申請のオンライン化を進める中において、3年3作をする誓約書について徴収しない方向で検討しているなか、令和5年4月1日施行の農地法第3条の改正で下限面積要件が廃止され、県からも3年3作通知を廃止する通知があり、当委員会も令和5年3月31日を以て廃止したいと考えております。ただ、誓約書を廃止したからといって3年3作の考え、耕作しなくていいということではなく、実際に3条の申請をいただくときに、きっちりと耕作する意思、その事実等の確認はしてまいりたいと思っております。

次に、農地転用申請様式の見直しについて、をご覧ください。承諾書の徴収につきましては、これまで再三にわたり、国から農地転用許可業務の適正化と簡素化にかかる通知が出されており、法律上、添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書の添付を求めないよう、農地転用申請の添付書類の簡素化を求められていました。また、行政手続きにかかる電子化を進めるため、農業委員会において、特に申請件数の多い、農地転用申請のオンライン申請ができるように申請書の添付書類の承諾書を廃止して、申請者の利便性を図りたいと考えております。廃止をしたからといって、隣接土地所有者、または自治会等にご説明をしていただくことがいらないということではなく、廃止を行った承諾書に代わる書類として、2枚目にあります、周辺農地における営農への被害防除に関する説明書を新

設し、提出を求めることで、隣接者及び自治会長に対する転用事業及び被害防除の説明状況を確認することができ、これまで同様、転用者が事業を実施する前に、隣接者や自治会長が事業内容を認知できる状況を維持できると考えております。3枚目には記載例を添付しております。このように記載いただくことで、関係者への説明状況や意見を確認することができると思います。周囲の状況や、土砂流出の恐れがない、排水計画等、隣地土地所有および自治会の承諾や意見の状況等を書いていただきます。4枚目には、県内他市の状況、5枚目以降には国の通知を添付しております。また、転用許可後に隣地同士の確執から隣接同意書が偽造されていた事案が発生し、現在対応しています。こうしたことも、今回、見直しを行うこととなったきっかけの一つです。

以上、本日ご決定をいただきましたら、4月1日以降の申請受付から実施したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

次に、農地等調査委員会からご報告をお願いします。

(將亦委員)

農地等調査委員会からの報告をさせていただきます。先月の定例総会後、農地等調査委員会を開催させていただきました。本日、議題としてご提案させていただいております、3年3作の誓約書の廃止、農地転用申請の添付様式の見直しということについて協議をいたしました。結果、3年3作の誓約書の廃止については、過去事例をみましても、それに反して耕作はしておられないという方も見受けなかったということと、今回の下限面積の撤廃、そして、県からの通知等をふまえ、長浜市農業委員会といたしても廃止することについては適正であろうという意見をまとめさせていただきました。また、農地転用申請の添付様式の見直しにつきましても、農水省からの通知もあります。そして、長浜市の書類の審査形式から行政文書の電子化等もふまえ、検討をしておりました。そのような中で、農水省からの通知文書もあり、それらをふまえ、代わるべきものとして審査項目を設けました。隣接土地所有者についての同意の状況を説明に行き、同意を得られた等の項目、また、自治会長についても、説明に行き同意を得られた、意見をいただいたという様式をもって、印鑑をいただくのでなしに、こういう説明をもって、今までの隣接土地所有者同意印鑑自治会長同意印鑑にかわるべきものとして、適正であるというふうにまとめさせていただきました。この2案件については本日の総会に提出するという事で同意を得て提出をさせていただいたということでございます。皆様方、どうぞよろしくご検討お願いいたします。

(会長)

ただいま副会長により委員会の意見の報告をいただきました。その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(多賀委員)

事務的なことでお聞きします。隣接土地所有者や自治会長へ説明をしに伺い、了解を得た後は、名前をご自分で記入していただくのか、またはパソコンなどで入力していただいてもいいのか。ここら辺の確認をきちんとしておいた方がいいかと思います。

(事務局)

そうですね。私共としましては、これは申請者がパソコン等で入力していただいて、申請していただくことを想定しております。

(多賀委員)

メールで送ってもいいのですか。

(事務局)

そうです。今はまだはっきりしてはいないのですが、入力フォームに直接入力いただければこちらへ届くようなかたちで、あと図面等だけがメール等で送られてくる、そんな想定をしております。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

記載例に、隣接土地所有者の同意が得られない場合がありますが、同意をいただけなかった場合も申請していいということですか。

(事務局)

はい。隣接同意をいただく理由としましては、まず隣接農地に影響を及ぼさないか、あそここの工事に対して隣接者土地所有者が、同意、了解してるというところでございまして、もし、同意、了解もらえない場合においても、農業委員会の方が図面等、申請書を確認した上で隣接同地に影響及ぼすような行為でないということであれば、許可ができるということがありますので、一定、その書いてある理由等も、十分こちらの方で加案したうえで、総会にかけるかというところを見極めていくということになろうかと思います。

(廣部委員)

はじめから、同意を得る意思も、説明しに行く意思もない場合はだめということですね。

(事務局)

はい、そうです。説明に行く努力はしていただきたいという指導はしていきたいと思います。

(廣部委員)

自治会に対しても一緒ですか。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

自治会が軽くみられてきたように感じる。自治会においても、この土地が売れた等、記録に残すべきだと思う。そういうところもあると思います。それを電子化したのでいないという、自治会の過去の経過がわからなくなる。

(事務局)

あくまで、自署と印鑑をいただかないということであって、申請者は説明等に行っているということに関しては変わりません。例えば書類を自治会へ提出するとか、申請者に対応いただくことになります。あくまで、押印したものを頂かなくなったということです。

(会長)

記録として、自治会へは書面等で残らないのですか。

(事務局)

自治会での対応になると思います。現在も事務局からは指導しておりません。自治会によって取扱いも違いますので、ご協議をいただければと思います。

(会長)

はい、わかりました。今まで、農業委員会が確認のためにやっているものがほとんどなくなる。このままだと、どうやって確認すればいいのかということになりませんか。

(事務局)

会長の心配されていることも、ごもっともだと思いますが、おそらく自治会長のところに説明に行かれた時に、多分、すぐわかりました、っていうことはないと思います。それをもって、自治会の評議員会等にかけて、後日、意見をおっしゃっていただく。今までは、了承いただいたことの証に押印ということだったのですが、文書の中でこういう意見をももらったとか、特に問題はない等、そういったところを自治会長、隣地土地所有者にも同様にさせていただいていた。今回、一番の目的は、新型コロナウイルス感染症など、対面の問題でリモートなど、社会情勢もいろんなツールができたと思います。今回、長浜市もいろんな手続きが電子化されています。現在、長浜市役所のホームページを見ていただいても、もうすでに電子化できる項目が78件程載ってます。その中に今回は4条、5条の案件につきましても、もう自宅で申請書を入力していただき、必要な図面等は、電子で添付書類をもらい、それについて意見等やお伺いをする、お聞きする。今まで通りだと思いますので、その辺の簡素化なりスピード感に繋がるっていうのと、いろんな問題も解消できる利点も多いので、ご提案をさせていただいたというところでございます。よろしくお願いします。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、協議事項、2件の裁決に移ります。

それでは、3年3作の誓約書の廃止、農地転用申請の添付様式の見直しについて、提案どおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので提案どおり承認し、4月1日より誓約書の廃止ならびに様式の見直しを行うことといたします。

(事務局)

次に、報告事項として、審査請求の開始についてです。審査請求とは行政不服審査法に規定されているもので、行政庁の処分又は不作為について不服を申し立てることを言います。審査請求は行政庁の処分に不服がある者が行います。今回、2月6日に提出された不服審査請求については、写しを添付しております。請求の趣旨は、榎木町地先において貸し駐車場を目的として、令和4年4月11日付、農地法第4条ならびに第5条の農地転用許可申請の取り消しを求められたもので、請求者は、4条許可申請地の隣接農地所有者であります。請求に至る経緯としましては、造成工事開始前の関係者立ち会いの場で工事が行われることを知った請求者が確認を行ったところ、農地転用に伴う隣接土地所有者の同意書が偽造されたものであることが判明し、そのことが起因となり、許可の取り消しを求められたものです。審査請求の理由の詳細については審査請求書をご覧いただきたいと思います。このことを受け、市の担当課と協議を行った結果、次の流れで審査請求の対応を行うこととなりましたので報告します。まず、2月6日に審査請求を受付し、本日、定例総会にて委員の皆様にご報告させていただき、その後、弁明書、意見書、反論書、意見陳述を行う流れとなりますが、ここまでは会長、副会長に対応をお願いしており、最終の裁決書については、定例総会の議案として上程し、皆様にご議決をいただきたいと思います。期間については、請求の受付、開始から、決裁書の送付、完了まで、6ヶ月程度を想定しております。また、今後の進捗状況については、随時定例総会にてご報告申し上げます。なお、ご意見、ご質問に関しては、次月以降の定例総会にて、随時お伺いします。

次に、4月以降の総会の開催についてでございますが、皆様ご存じのとおり、3月15日以降マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになり、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断が尊重されるよう、配慮をすることとなりました。これを受けまして、4月以降の定例総会時において、換気など基本的な感染対策は行うこととしますが、マスクの着用は、個人の判断に任せることとし、入室前の検温やパーティションの設置も行わないものと思いたいと思います。なお、感染が大きく拡大している場合には、その期間中のマスクの着用など適切な感染対策を行いたいと思います。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

（廣部委員）

審査請求についてお聞きします。こちらは隣接土地所有者の同意が得られなかったから、勝手に押印されたということですね。例えば、普段から仲が良くて、説明もできなかったということになりますよね。説明に伺ったが受け付けてもらえなかった。これでも農業委員会事務局ではいいと判断を出されることになるのでしょうか。

（事務局）

いいか、悪いかにつきましては、農業委員会定例総会や、事前にあります農地等調査委員会、または事務局の受付の段階で、ある程度の状況把握などをお聞きし、添付資料等を拝見し、隣接農地に与える影響があるかないか、それから周りに影響がないかどうか等を総合的に勘案して考えていくということになります。了解を得られなかったことを素直に出されても、通るといことは必ずしも言えない、というところがございます。

（廣部委員）

これからはきちんと対処するというのであれば、了解を得られなくても許可が下りる可能性はあるのですね。

（事務局）

そうです。国の方も不適切議案としてみており、あくまで総合的な判断は最終的にしていく必要はあると思います。

（廣部委員）

その境界についてはどうなるのですか。

（事務局）

基本的なお話をさせていただきますと、農地転用における境界の確認についてはそこまで求めてないというのが法的な判断になります。境界に対しては、まずは双方で努力をしてくださいとさせていただくのですが、境界がわからないと範囲が決まらないという話になると思いますので、受付前に、ある程度の範囲をお示しください、というお話をしているのかと思っております。

（廣部委員）

はい、わかりました。

（会長）

私からお聞きします。4月以降の農業委員会での取り扱いですが、どうなるのでしょうか。

（事務局）

たちまち、委員の皆様にお配りする総会の議案書が、紙からタブレットになるというものではありません。来年度は現在と同じです。再来年以降については、今、検討をしております。あくまで、今申し上げているのは、申請者から農業委員会事務局へ送られてくる申請書のデジタル化。将来的には、議案書等もデジタル化できればと思っております。電子申請は始めますが、原本の提出を求められる書類は法的にあり、いわゆる登記簿といわ

れる登記事項証明書ですね。原本提出が法律上、現時点で求められている状況ですので、元本は窓口を持っていただく必要はないのですが、ご提出いただく必要があるのも、郵送いただくというような部分が残ると思います。例えば通常はありませんが、顛末書などは当然、署名捺印された元本が必要になりますので、電子申請の際には、一旦、PDFで送られ、行政側としては元本を扱いたい書類でございますので、そういったものは郵送なり、直接お持ちいただくという部分は残るかと思いますが。登記事項証明書も元本までいただかないということになれば、なくなるかと思いますが、この4月以降、電子申請で全て完結して何もいないというわけではなく、極力、窓口に来ていただかなくても申請ができるような運用開始をしていきます。いずれは、国の制度も変わり、その登記事項証明書の元本をご提出いただかなくてもいいと変わってくるかと思われそうですが、この4月の段階で変わるということは聞いておりません。変更などがありましたら、お伝えいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にございませんか。

(將亦委員)

従前の農業委員会としては、不要とされるものを求めておりました。状況も、逐一ご報告いただき、農業委員も安心して許可が出せる状況を書面等で求めていたわけです。他の農業委員会もそうなのですが、合併時、行政的な手続きを簡素化することもあり、求めている市の方が多い。そもそも農地法は、優良農地を確保することと、必ず農地は耕作をしていただきたいというところがあり、転用については許可基準というものがあります。農振農用地の第1種農地は許可されないということは皆様もご存じの通りですが、国の施策によっては転用してもいいという基準が一つあります。そのような中で農水省は、農地法の評価基準については、かなり厳しいものを設けており、県下の農業委員会、私共の長浜市農業委員会も求めている書類は事務的に不要だというのが、長年、農水省の関係通知が、度々、出されております。まず農水省は、農地法の農事関係の処理基準を設けており、そのなかで農地法の運用についての制定をしております。そのなかで基準を設けて、まずは農振農用地は駄目ですよ。しかし、国の政策によっては結構ですよ。それ以外の立地条件以外については、できないというものを列記している。それは、隣接農地に大きな影響を及ぼさないというものもありますが、まずは転用申請をして、確実に転用されるか、転用申請を出された時点では認めるという方向であり、その後、転用が確実にされるかどうか、という許可基準としております。申請者に資金や、確実に資材があり建設物が建つか、というところを基準にしており、その他のなかで、隣接者土地所有者、自治会長等に今まで求めてきたものが不要だと、通知が度々、出ております。にもかかわらず、なぜ求めてきたかという、私たち、許可をする側としたら、安心して手を挙げられるように書類が整っているか、みんなが認めてきたと思います。農地等調査委員会は、過去について違反的にされたもの、それから無断にされたものについて、審査をしております。

す。顛末書も本来は不要です。けれども顛末書がないと、転用されてからの年月が分からず、概ね、10年以上についてはやむを得ないものとするという運用通知というものの為に、顛末書を求めている。許可申請のなかで、無断でされたのが昭和や平成20年頃までと記載してあれば、本来は顛末書も不要となっております。しかし、今後のこともありますので顛末書は求めています、これも行政的にみれば不要な書類となります。では、農地等調査委員会はどこを審議するのかという、転用されてからの期間と、資金計画がついているかを見させていただいております。例を挙げますと、本日の定例総会の農地法第5条許可申請で、田の広がる場所に農業施設の建設の申請がありました。先月、農地等調査委員会では申請内容を見て、立地的にもいいと判断しておりましたが、事務局に資金計画が出てないということで、農地等調査委員会は保留としておりました。しかし、本日の総会にかかりましたので、事務局で資金計画を確認していただいて、実行性があるというふうに認めたということです。何の意見も出ませんでした、本来は意見があるべきだと思う。200㎡以下でしたら届出なので総会にはかからないのですが、900㎡とのことなので、許可が必要となり総会にかかってきた。それも資金計画があって、確実に建設がされるということになるので、総会に出てきたということになります。そういう条件的なことだけを、本来は審査をすべきというのが、国の方針。けれども、自治会長にはお話をされ、署名をしていただいた方がいいのかと思います。本日の行政審査のお話しで、また、事務局から報告をしていただきますが、平地の畑で、隣接農地に影響を及ぼさない状況にあるなか、隣接土地所有者の同意が、若干、問題になっている。農地法上はそんなに問題はないように考えます。また後日、事務局に答弁資料をお願いし、皆様にみていただきたいと思えます。これからの話になりますが、隣接土地所有者、自治会長の署名、押印なくても、やむを得ないと認める審査表を、そういう場合には添付していただき、農地等調査委員会の当番委員協議にかけて定例総会にかかるという手順を踏めば、委員の皆さんも安心できるのかと思いますので、事務局である程度のプログラムを組んでいただければありがたいかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。他にございませんか。

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦労様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)